財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

財政状況の公表に関する条例（昭和５１年ニセコ町条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条中「６月１日及び１２月１日」を「１２月１日」に改める。
第３条第１項中「第１項」及び「６月１日に」を削り、「前年の１０月１日からその年の３月３１日までの」を「当該会計年度の４月１日から９月３０日までの」に改め、同項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、同項中「予算の状況」の次に「及び前年度の決算状況」を加え、同条第２項を削る。
第４条第１項中「公告式条例（昭和２５年ニセコ町条例第９号）第２条第２項の例による。」を「広報誌等によりこれを行う。」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

提案理由

地方自治法第243条の３第1項で住民への説明責任を果たすための制度として財政状況の公表について定めているが、国において「地方公共団体等の財政に関する公表事務の合理化」を目的として、公表回数を「毎年2回以上」から毎年1回以上」とした法改正が行われた。
本改正の趣旨を踏まえ、ニセコ町も「財政状況の公表に関する条例」を改正する。